

総務政策常任委員会会議録

令和元年10月31日

場 所 第2委員会室

令和元年10月31日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・令和2年度における重点施策について
- ・自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の制定について
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組について
- ・令和2年度当初予算編成方針について

出席委員(7人)

| | | |
|-----|---|-------|
| 委員 | 長 | 日高陽一 |
| 副委員 | 長 | 脇谷のりこ |
| 委員 | | 坂口博美 |
| 委員 | | 武田浩一 |
| 委員 | | 高橋透 |
| 委員 | | 重松幸次郎 |
| 委員 | | 来住一人 |

欠席委員(1人)

| | | |
|----|--|-------|
| 委員 | | 丸山裕次郎 |
|----|--|-------|

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

| | | |
|-------------------------|--|------|
| 総合政策部長 | | 渡邊浩司 |
| 県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当) | | 松浦直康 |
| 総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当) | | 小堀和幸 |
| 総合政策課長 | | 小倉佳彦 |
| 秘書広報課長 | | 児玉憲明 |

| | |
|------------------|-------|
| 広報戦略室長 | 松野義直 |
| 統計調査課長 | 長倉健一 |
| 総合交通課長 | 大東収 |
| 中山間・地域政策課長 | 日高正勝 |
| 産業政策課長 | 米良勝也 |
| 生活・協働・男女参画課長 | 渡久山武志 |
| 交通・地域安全対策監 | 水口圭二 |
| みやざき文化振興課長補佐 | 前村敦子 |
| 国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 | 坂元修一 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 河野龍彦 |
| 人権同和対策課長 | 磯崎史郎 |
| 情報政策課長 | 鎌田伸次 |
| 国民スポーツ大会準備課長 | 岩切喜郎 |

総務部

| | |
|---------------------|------|
| 総務部長 | 武田宗仁 |
| 危機管理統括監 | 藪田亨 |
| 総務部次長 (総務・市町村担当) | 横山幸子 |
| 総務部次長 (財務担当) | 小田光男 |
| 危機管理局長兼危機管理課長 | 温水豊生 |
| 総務課長 | 棧亮介 |
| 人事課長 | 田村伸夫 |
| 行政改革推進室長 | 平山文春 |
| 部参事兼財政課長 | 吉村達也 |
| 財産総合管理課長 | 横山直樹 |
| 防災拠点庁舎整備室長 | 楠田孝蔵 |
| 税務課長 | 永田耕嗣 |
| 市町村課長 | 石田渉 |
| 総務事務センター課長 | 満行智浩 |
| 消防保安課長 | 室屋利春 |

事務局職員出席者

議事課主査 本田 雄 毅

総務課主事 浜 砂 貴 裕

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 総合政策部でございます。本日はよろしく願いいたします。

お手元にお配りしております常任委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思っております。

今回は、その他の報告事項が3件ございます。

まず、1点目の令和2年度における重点施策についてでございますが、昨日発表いたしました令和2年度当初予算編成方針における重点施策について御報告させていただきます。

2点目の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定については、この条例の制定の趣旨や今後のスケジュール等について御説明させていただくものであります。

3点目の国民スポーツ大会・全国障害者スポ

ーツ大会に向けた取り組みについては、この2つの大会に向けた取り組みについて御説明させていただきます。

詳細につきましては担当課長から御説明させていただきます。

なお、本日は、みやざき文化振興課長の日吉誠一が実母の死去による忌引により、本委員会を欠席させていただいております。代理といたしまして、みやざき文化振興課長補佐の前村敦子が出席しておりますので、よろしく願いたします。

私からは以上であります。

○小倉総合政策課長 総合政策課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

令和2年度における重点施策について御説明させていただきます。

まず、重点施策の位置づけでございます。この重点施策でございますけれども、来年度に向けた予算要求作業に向けて、1つの方向性ということで、下に書いているような内容の重点施策をベースに、今後、全庁的に要求作業をしていきたいと思いますという内容でございます。先ほど部長からもありましたとおり、前段としまして、庁議におきまして予算編成方針の一部として決定し、昨日記者発表させていただいたものでございます。

では、内容に移らせていただきますが、まず、前文の部分でございます。1段落目に5つの基本的視点を書かせていただいております。「人を育てる」、「産業や企業を育て、成長の軌道に乗せる」、「まちや地域を育て、魅力を高める」、「人生100年時代の安心をつくる」、「将来に向けた基盤整備を進める」です。長期ビジョンの方向性にも寄与するものでございますけれども、人、暮らし、産業、セーフティネット、インフラと

いう形で、今後、中長期的な観点としてこういった取り組みを進めていく必要があるだろうという内容でございます。「また」とありますけれども、来年度の特徴としまして、東京オリパラ大会が本番を迎えることに加えまして、本県におきましては、一大イベントであります国文祭・芸文祭の開催に万全を期していかなければいけないということで、その開催効果も将来につなげていく必要がある中で、また、一番最後の段落にも書いてありますが、人口減少下においても持続可能性を高める新技術の活用（ソサエティ5.0の実装）ということも積極的に検討と書いておりますが、いずれにしましても、今後、持続可能な宮崎県の土台をつくり上げていく中で、来年度重点的に取り組みを進めていく柱が下の3つになります。大きく分けまして、1つ目が人、2つ目が暮らし、3つ目が産業という総合計画にもある一つの大きなくくりになってございますけれども、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、1つ目、地域や産業を支える人財の育成・確保でございますが、1つ目が若者の県内定着や移住・U I Jターンの促進でございます。ここは主に社会減対策に係る部分でございますけれども、移住・U I Jターンの促進はもちろんのことですが、教育の段階でのキャリア教育体制のさらなる充実ですとか、大学等と連携した産業人財の育成強化、それから、2つ目にあります人手不足に対応した新技術の導入や多様な担い手の確保です。まさに人材不足に対応する取り組みでございますけれども、ICT等によるスマート化の推進ですとか、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人財の活躍促進という内容でございます。

それから、3つ目は、まさに自然減対策の部

分になるかと思いますが、切れ目のない結婚・子育て支援ですとか、働き方改革、健康経営の推進などの取り組みになってございます。

2つ目の大きな柱ですが、魅力的で持続可能な地域づくりでございます。1つ目が観光・スポーツ・文化などを生かした交流拡大等とあります。もちろん、国文祭・芸文祭の円滑な実施もございますが、国スポ大会・障スポ大会に向けた準備の加速ですとか、世界ブランドやスポーツ環境等を生かした今後の観光・交流拡大など、交流人口拡大については非常に重要かと思えます。

また、2つ目、これが一つの来年度に向けた特徴かと思いますが、地域におけるくらしの安心の確保ということで、宮崎ひなた生活圏づくりという形になります。大きくいいますと、セーフティネットづくりということになります。特に中山間地域のお話になるかと思いますが、地域住民を主体として地域運営組織を形成し、今後必要な生活支援サービスということで、地元においてどういったものが必要で、それを自主的にどうつくり上げていくのか、そういった取り組みに対する支援ですとか、あと、交通の部分でいいますと、持続可能な地域交通ネットワーク、それから、最近よく話題にも上がります高齢者の移動手段はどういった形で確保していくのか、加えまして、医療・介護サービスの提供体制の確保というような中身になってございます。

最後のインフラ整備の部分でございます。まず1つ目に書かせていただいておりますが、官民を挙げた拠点整備の実施です。例えば、宮崎駅西口の開発や錦本町におけるプール整備、それ以外にも県立病院や防災拠点庁舎などもありますけれども、宮崎市以外の都市も含めまして、

そういった拠点整備を生かしたまちづくりの推進を今後進めていくべきではないかということです。また、2つ目は、防災・減災対策と国土強靱化への対応です。これらは引き続き実施していくということでございます。

3つ目の柱としまして、社会の変化に対応し、成長する産業づくりでございますが、中小企業・小規模事業者の活性化、成長産業の育成ということで、成長分野の引き続きの競争力強化ですとか、特に中小企業・小規模事業者向けですけれども、事業承継ですとか、特に生産性向上に向けてはどういった支援をしていくのかというような中身になってございます。

最後に、地域の特性を生かし、次代につながる産業づくりでございますが、人口減少に対応した形で中山間地域においていかにして産業振興を図っていくのかという取り組みを今後強化していく必要があるだろうということと、一つの攻めの姿勢という形でございますけれども、今後、輸出の拡大を戦略的プロモーションも含めながらより図っていく必要があるだろう、加えて、交通・物流ネットワークの構築というような形で書かせていただいております。

こういった大きな3つの柱をベースにさせていただいて、今後、次年度に向けて要求作業を本格化させていき、こういった考えを軸に重点的に取り組みを進めさせていただければと考えております。

総合政策課からは以上です。

○水口交通・地域安全対策監 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定について御説明をいたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の制定の趣旨についてでございます。

自転車は手軽な乗り物でありまして、あらゆる年代に幅広く利用されている一方で、県内において自転車事故が多く発生しており、また、交通ルールやマナーを守らない利用者が多く、県民の皆様からも、自転車の交通ルールの遵守の啓発や交通安全教育の徹底等の要望が多く寄せられている状況であります。さらに、自転車利用者が加害者となる事故において高額な損害賠償事案が全国で発生しているほか、今年9月に制定されました宮崎県自転車活用推進計画においても、自転車損害賠償保険への加入促進について、条例制定を含め検討する旨を規定しております。これらのことから、自転車の安全で適正な利用と自転車損害賠償保険への加入促進を主な内容としました条例を制定するものでございます。

次に、2の条例に盛り込む事項の案についてであります。主な事項としましては、1つ目が自転車の安全で適正な利用促進についての県等の責務及び役割、2つ目が交通安全教育の実施、3つ目が自転車の点検整備、4つ目が自転車損害賠償保険等への加入など、自転車を安全かつ適正に利用するための事項などを盛り込むこととしております。

次に、3の制定スケジュールについてであります。本報告後、検討委員会を設置いたしまして、条例の内容等について幅広く御意見をいただくとともに、令和2年1月閉会中及び2月定例県議会の総務政策常任委員会におきまして御報告しました後、4月のパブリックコメント、7月の法令審査会を経まして、9月定例県議会に条例案を上程させていただくことを考えております。また、条例の施行につきましては、来年9月に上程し、議決いただいた場合には、10月に自転車損害賠償保険に関する条項を除いて

施行しまして、自転車損害賠償保険に関する条項は、半年間の周知期間を設けまして、令和3年4月1日に施行する予定でございます。

なお、検討委員会の構成員は、学識経験者、自転車販売事業者、損害保険事業者、PTA、市町村、県警察、県関係課でありまして、第1回目の検討委員会は、来週木曜日ではありますが、11月7日に開催する予定でございます。

最後に、4の全国の状況についてでございます。現在、24都道府県におきまして、自転車の損害賠償保険の加入促進を主な内容とした条例を制定しているところであります。

説明は以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 常任委員会資料の4ページをごらんください。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取り組みについて御説明をいたします。

まず、国民スポーツ大会についてでございます。大会の主催は公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、大会の競技会の主催は日本スポーツ協会に加盟いたします競技団体と会場地の市町村になります。実施時期は9月中旬から10月中旬までの11日間、実施競技は正式競技が37競技、公開競技が7競技、ほかにデモンストラーションスポーツ、特別競技1競技が行われます。

2の国民スポーツ大会の開催に向けての準備でございますが、まず、大会運営の準備につきましては、2の表に示しておりますとおり、県、市町村、競技団体がそれぞれ総合開会式や閉会式の運営を初めとする大会全体の運営準備や競技会運営の準備、競技役員の養成などを行うこととなります。運営の準備につきましては、県、市町村、競技団体が互いに連携し、十分な協力のもとに行っていく必要がございます。大会の

開催に向けました準備は多岐事項にわたりますので、平成29年10月に、県議会を初め、県内各界の皆様にご参加いただき県準備委員会を設立して準備を進めているところでございます。

次に、競技会の会場の整備についてでございます。まず、県が新たに整備をいたします施設は、都城市での陸上競技場、延岡市での体育館、宮崎市でのプールでございます。また、既存の施設で競技会会場として設定された施設につきましては、今後、必要に応じて改修等を行っていくこととなります。このうち、既存の県有施設で会場として現時点で選定しているものは、県総合運動公園の庭球場、自転車競技場、ラグビー場及び第三競技場で、それぞれ具体的な改修の検討を行うことになるものと考えております。また、既存の市町村施設につきましては、今後、来年度実施されます主要競技団体の視察等を経た上での対応となるものも出てまいると考えられますが、先催県におきましては、②の表にお示ししておりますような改修が実施されているところでございます。それから、(3)特殊競技施設とございますのは、県内に常設の競技施設がないことから、国民スポーツ大会の競技会に向けて仮設で整備を行うこととなるものでございます。

5ページになります。

次に、競技力向上への取り組みでございます。これは県教育委員会が所管して取り組んでいるものでございます。7年後の国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指して、競技力向上対策本部を設置して推進体制を確立した上で、ジュニア有望選手の発掘などで(2)にございます選手の発掘・育成・強化、トップレベルのアドバイザーの活用などで(3)にございます指導体制の充実・強化、既存施設活用に加えまして、

不足している施設の計画的整備などで(4)の環境条件の整備に取り組むこととされております。

続いて、全国障害者スポーツ大会についてでございます。

大会の主催は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会以外は、文部科学省、開催県、会場市町村等、国民スポーツ大会と同様で実施されることとなります。実施時期は、国民スポーツ大会終了後に3日間の会期で実施されます。実施競技は、正式競技が14競技、ほかにオープン競技として実施することができます。

大会の運営に関しましては、本年度、これまでの国体県準備委員会を国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会といたしまして、全国障害者スポーツ大会専門委員会をその中に設置し、これから具体的な運営準備の検討を進めることとなります。

また、全国障害者スポーツ大会の競技会場につきましては、原則として、国民スポーツ大会の会場を使用することとされておりますが、全国障害者スポーツ大会独自の競技や会場の状況に伴います仮設スロープや案内表示等の配慮を検討することが必要になるものと考えられております。

4の選手の確保・競技力向上につきまして、全国障害者スポーツ大会に向けましては、現時点でチーム編成ができない団体競技がございます。そのため、これらを中心に計画的な取り組みが必要となるということでございます。

最後に、大会までのスケジュールにつきましては、来年度の中央競技団体の正規視察以降、2021年(令和3年)に、開催申請書提出の後に開催内定、2023年(令和5年)に、文部科学省と日本スポーツ協会の総合視察を受けて開

催決定、2025年(令和7年)の各競技のリハーサル大会を経て、2026年(令和8年)の大会開催となります。

また、本日、別冊として、右肩に別冊と書いてあります国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関係資料をお配りしております。

お聞きいただきまして、1ページから2ページは、今御説明いたしました常任委員会資料を再掲いたしております。

続いて、3ページから4ページは、取り組みスケジュールを含めました詳細な開催準備に係る開催準備総合計画でございます。令和8年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催まで、現在も行っておりますが、会場の選定や競技役員の養成、広報活動などのほか、県民運動の実施や宿泊の取り扱い、選手や役員、観客の輸送交通など、検討していかなければならない事項がごらんとおり多数ございます。これらにつきましては、今後、県準備委員会に専門委員会をそれぞれ設置し、計画的に着実に対応していくことといたしております。

なお、この準備総合計画につきましては、県準備委員会において平成30年7月の総会で承認をいただいているものでございます。

資料の5ページをお開きください。

5ページから6ページが現在までの国民スポーツ大会の競技会場の市町村の選定状況でございます。網かけの部分が会場選定済みの競技でございます。全体で38競技、青年や少年、男女等の種別が162ございます中で、これまでに96種別が選定済みとなっております。全体の約6割ということになります。

次に、7ページが競技役員の養成計画でございます。令和8年の大会開催までに各競技団体が年次的に競技役員の養成を行っていくことと

なります。

また、次の8ページから15ページには、昨年度の県内での各種競技大会等の開催状況、それから、16ページから21ページには、現在の県総合運動公園の陸上競技場の利用状況を参考までに載せてございます。

また、最後のページにございますのは、競技力向上対策について、県教育委員会で取りまとめた競技力向上推進計画でございます。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、今後、さまざまな準備を行っていく必要がございます。県議会を初め、全県的な御支援、御協力、御理解をいただきながら着実に進めてまいりたいと考えております。

国民スポーツ大会準備課の説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

○武田委員 まず、重点施策についてですが、UIJターンは、今、本県にとっても一番取り組むべきところだと理解をしております。また、県としての方向なんですけど、働く場所や住む場所など、実際に受け入れる市町村との連携をしっかり綿密にしていかないと、県外の方々へ一生懸命に移住を促進しても、実際、なかなかうまくマッチングしていないのがここ数年の現状だと思うんですけども、そこらあたりの市町村との連携がこの中には入っていないんですが、どういうふうに取り組んでいかれるのかなと思ってですね。

○日高中山間・地域政策課長 委員がおっしゃるとおり、移住のPRや相談体制というのは一応つくっておりますが、実際に来られる方が悩まれるのは、仕事の問題と住むところの問題が

一番大きいわけですけども、地域側としては、自分たちが望んでいるような方に来てほしいという気持ちも当然ございまして、市町村のほうは誰でも来てもらっていいわけではないことをどうやって体现するかを苦勞されております。

市町村としても移住をふやすために、自分のところに住んでもらったら何がメリットとしてあるのか、足りない部分はどうかというベーシックな部分を整えていこうというところがございまして、県としてもそういうところに対しての金銭面も含めた支援といったものは行っておりますし、移住支援金などの制度もございまして、どうやったらその制度がうまくいくのか意見交換もやりながら、特に来年度につきましてはそういう形で進めていこうとは考えております。

○武田委員 当の受け入れる市町村がしっかりと県と連携をとっていかないと、せっかく予算をつけていただいてやっているのになかなか効果が出ていないとなると、これが一番問題ですので、しっかりとお願いをしておきます。

それと、魅力的・持続的な地域づくりですが、このあたりは特に、中山間地域での医療・介護サービスの提供等や高齢者の移動手手段の確保とかがあるんですが、結局、ここらあたりで移住・定住に欠かせないのは、産み育てる世帯や学校、病院、その後の介護の体制です。宮崎市内、都城市、延岡市であればある程度はいいと思うんですが、本当の中山間地域の地方創生という観点から考えた場合に、移住される方も、今の中山間地の中で、教育・医療・介護を国や県がある程度しっかりと支えていくんだというところがないと、こうやって文章で見るといいんですが、実際に入ってみると、医師不足であるとか、学校がなくなっていくんじゃないかと

か、いろいろな不安がいっぱいあるわけですね。そこらあたりをしっかりと取り組んでいただきたいんですが、例えば、高齢者の移動の確保なんかはどういうふうに取り組んでいかれる予定なんですか。

○日高中山間・地域政策課長 結局は持続可能な地域づくりということですので、医療、介護、交通など、暮らしに必要な部分が平場に比べると中山間地域はどうしても厳しいので、そこをどうにかしていかないと、移住者や高齢者も含めですけれども、暮らしが成り立たない。そこにつきましては、今、各地では自分たちで何とかしないといけない、要するに、必要なサービスとかは待っていてもなかなか提供されなかったり、役場に頼ろうとしてもなかなか限界がございまして、それぞれの地域で必要なこと、できること、何ができるか、そういったことを話し合いしていく中で、じゃあ、行政の力や企業、いろんな団体を含めて、自分たちで何が対応できるかということ而努力をされ始めているところがございます。交通の関係につきましても、互助運送ですとか、自家用の輸送ですとか、どういうことができるかということを模索している状況ではございますので、それにつきましても、市町村と我々県の各部・各課で連携して、地域で何がやっていけるか、実現できるかということで、県としては実現に結びつけていきたいというふうなことでございます。

○武田委員 これもさっきのと全部一緒なんですけど、具体的に目に見えるような形で市町村の施策とそれをバックアップする県の施策がきちりリンクして、お互いにしっかり理解できて、住民の方や移住者の方がそれをちゃんと理解できてから初めて施策がうまくいくと思うんですね。成長産業づくりも、本県としては一次産業、

観光産業がしっかりと地に足のついた形で、一気に上がるんじゃなくて、少しずつ魅力的な産業になっていけば、これもまたU I Jターンにもつながっていくし、SDGsというか、持続可能な本県の未来のためにもしっかりとここをやっていかないといけないと思っています。先ほどから言っているように、県と市町村との連携、また、市町村は住民の皆様、地域を一生懸命バックアップしていく民間の団体との連携など、そこを県が方向性をうまく出しながら、しっかりと皆さんの意見を聞いて、本当に浸透するような施策をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋委員 重点施策で大きな2番の(3)の2つ目のポツ、これもまた大事な施策になってきていると思うんですね。もう御存じのように、関東の千葉県等は大変な状況に置かれていまして、来年は宮崎でこういった災害が起こるかもしれない。それはもう想定しておくべきで、想定外ということでは、今は済まされない状況ですよね。

それで、今やっているハード面は、災害が起きたところ、あるいは何かの原因で壊れたところしか直していませんよね。それが現実なんですけれども、事前のチェックで、例えば、小さいことをいえば、ためますに土砂が埋まっているところとかが結構あるらしいんです。建設会社に言わせると、こんなところを日ごろからちゃんとチェックしてやっておけば減災になりますよとおっしゃっていました。ここで議論することじゃないんですけれども、そういったところとか、急傾斜地も要件があるから採択されないじゃないですか。ただ、あれも緩和されていたらしくて、4戸でも3戸でもいいと聞いたんですね。あと、急傾斜地の工事から何メートル以内

とか、何か要件があるみたいですが。ただ、それでも救えないところはあるわけで、そこら辺もいろいろ想定しながらこの施策を打って出ないといけないということと、もう1点は、災害が起きた後の生活再建です。この前の延岡の被害だって一部損壊は何も手が打てないわけでしょう。半壊以上ですものね。これは関東でもそういう議論になっているけれど、そういったところを行政でどこまでできるかですよ。こういったことは、すごい被害があったときを想定して準備しておかないといけないということです。これは本当にすごく大事な施策として取り組んでほしいですね。

○小倉総合政策課長 委員がおっしゃるとおりで、まずは県土整備部や危機管理局としっかり情報を共有して、必要な予算対応について、いただいた御意見を踏まえてしっかり対応するようにお伝えするということかと思いますが、まず1つ目に、対処療法的な形ではなくて、事前防災ということでやらなければいけません。まさに国土交通省も、インフラ整備そのものが事前防災だということで、その場の対応ではなく、しっかり事前から準備していかなければいけないという考え方のもと、しっかりやっていくということであります。ただ、いろんなパトロールや管理などの人員がなかなか足りなくて、どこまで対応できるかということもあつたりします。必要な予算や人員が確保できるように、国に対しても、また、もちろん県としても要望なりでしっかり対応していく必要があると考えております。

あと、生活再建につきましても、もちろん、公営住宅などのいろんな住宅を使えるようにするというので、それぞれの地域において、避難が終わった後の対応や生活支援などをどこま

でやるかというのはその状況に応じて考えるところかなと思いますけれども、いずれにしましても、そういった御意見があったことを踏まえまして、関係部局にもしっかり対応するよう対策についてお伝えしたいと考えております。

○高橋委員 人員のことをおっしゃいましたよね。チェックなどのための通年雇用はすぐにはできないと思うんですよね。例えば、高齢者の一時的な雇用でいいと思うんですよ。建設会社で雇ってもらってチェックをしてもらうということでも手は打てると思うので、そういうところにはお金をつぎ込んでほしいなと私は思います。そんなにかからないと思うので、よろしくをお願いします。

○来住委員 関連になるんですが、今回、長野県や関東、東北地方で大変な水害が起きたんですけど、僕は全然勉強していないんですが、水害が起こるときにダムの放水をしたんですよね。数十カ所で越水を起こしたわけですけど、宮崎県にもダムが幾つもあります。今後、国の段階でダムの放水と越水との関係は明らかになっていくのかなと思うんですが、それが明らかになるのは意外と遅いんですよね。現実には堤防の高さを2メートルも3メートルも高くできるかということ、それは事実上厳しい状況で、その意味では、ダムの放水によって越水をしたということがもしあるんだったら、これは研究をして、今後の県内のものに教訓としておかないといけないと思います。

僕はよく知らないんですけど、事前に水をうんと減らしておけば放水する必要はなかったのかなと思ったりするんですが、先に放水しておくのと、今度は逆に電気を起こすのに水圧が足りないということがあつたりするので、今後、特に宮崎県の場合はたくさんのダムを有してい

ますから、研究されていたらどうかな、また、しないといけないんじゃないかなと僕は思っているんですけど、今回のダムの放水の問題がどのように越水に関係したかはまだ明らかになっていないものですから、その辺のことについて何かお考えがあれば。

○小倉総合政策課長 恐らく、国において、ダムの放流で具体的にどれだけの災害が下流域で起きるかということは研究していると思います。今、自分に知見がないところではあると思いますが、県がいかにしてそれを県下のダムにおいてしていくかということかなと思います。おっしゃるとおり、貯水機能や電力発生機能という意味で、ある程度の貯水をする中で、余りにもたまり過ぎると崩壊して、より甚大な被害が出るということもあると思いますが、その関連性など、被害にどれだけ直結するのかについては、恐らく、県土整備部になるかと思っておりますけれども、いただいた御意見は伝えて、研究・調査が必要になるというふうに考えております。

あと、特に今回はダムだけじゃなくて、例えば、上流域で大量の雨が発生したことによって下流域でどれだけ発生するのかと、恐らく、山間部における貯水機能とかも考えていけない。上流部にどれだけ雨が降ったら下流域に流れるのかとか、今回、そこが台風19号で非常にクローズアップされたところかなと思っておりますけれども、まさにそこは引き続き研究していく必要があるかなと考えております。

○重松委員 自転車につきましてお尋ねします。条例に盛り込む事項の4点目には、自転車損害賠償保険等への加入がうたってあるんですけども、策定スケジュールの令和2年10月には条例が施行されますが、そこには自転車損害賠償保険に関する条項を除くと書いてあって、その

後、令和3年4月に条項が施行されるとあります。ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、条項を除くのはどういう意味合いなのか、もう一遍詳しく教えてもらえればと思います。

○水口交通・地域安全対策監 保険の種類や経済的理由により、すぐに保険に加入ができなかったりする状況が考えられますので、保険加入には時間を要するというので、十分な周知期間を設ける意味で約半年間です。これは、既に条例を制定している県の調査とか、諸条件をいろいろ考慮しまして半年間の周知期間が適当ではないかということで6カ月間を定めております。

○重松委員 わかりました。保険に加入することを勧めるんですけども、その周知徹底のためということですね。

保険の種類も何種類かあると思うんですけども、自転車屋さんが出されているTSマークもありますし、民間で出されている自転車保険もあります。その種類は問わないということになるのでしょうか。

○水口交通・地域安全対策監 自転車保険というのは種類が多くて、委員が今言われたとおりであります。個人でかける保険、自転車にかける保険、種類もさまざまありますが、本来の目的であります自転車被害者の保護と加害者の経済的破綻の回避ということが大きな目的でございますので、保険の種類は問わないということで今のところは考えています。

○重松委員 わかりました。一度、一般質問でもしたことがあるんですけど、自転車屋さんのTSマークなんかで、必ず点検整備がないと保険に加入できないということは物すごく大事なことじゃないかなと思うんですね。ただ保険に入ればいいということではなくて、日常で乗る自転車がしっかり整備されている。ブレーキ

やタイヤなどの点検をして、お墨つきをいただいて保険に加入するというのはすごく大事なことじゃないかなと思いますので、そういうこともしっかり進めていただきたいと思います。

○水口交通・地域安全対策監 検討委員会を開催いたしまして、委員の皆様から点検整備や保険等について御意見をいただきながら、条例案をつくっていきたいと考えております。

○来住委員 関連してですけど、条例を今から検討されて上程されていくわけですけど、現に24都道府県がもうつくられていらっちゃって、こういうのが一つのたたき台というか、モデルになったりすると思うんです。それで、いわゆる保険についてですけど、この24都道府県の中では保険を義務化しているところが大部分なんじゃないかな。それから、義務化しているとなれば、当然、罰則規定があるのかなと思ったりするんですが、その辺はどうなんですか。

○水口交通・地域安全対策監 条例を制定している県が24都道府県あります。保健加入の義務化をしている県が*9府県です。報道でも御承知だと思いますけれど、東京都が間もなく改正見込みということで、東京都を除きまして*9府県、努力義務としているのが14都府県となります。

それで、罰則でありますけれど、全ての都府県において罰則の規定はございません。

○来住委員 例えば、宮崎市あたりになると、そこの橋通なんかは歩道と車道と自転車のレーンが決められていますよね。私が住んでいる都城の田舎のほうに行くと、歩道はありますけれど、自転車の専用のもはない。それで、私の友達が、下り坂のちょうど下り切ったところあたりで、向こうは女性ですけど、夕方、高校生から自転車ではねられて、脳神経外科に入院

しないとイケないぐらい大きな事故があったんですよね。そういう点では、本当にたくさんの事故が今発生していると思うんですが、罰則規定を設けるのか、義務規定にするかは今後議論されていくと思うんですけど、いずれにしても、問題は加入の促進をどう図るかという点です。半年ぐらいでできるのかなと思ったりするのですが、これでいけば具体的には半年ぐらいで自転車損害賠償保険の条項を施行するとなっています。実際、例えば、70歳、80歳、90歳という高齢者の年金暮らしの方の移動手段は自転車しかないです。そういう方々に保険に加入させるのはかなり大変だと思うんですけど、いずれにしても、そういう方々を含めて、どれほど徹底していくか、促進していくかという点でいうと、半年でいいのかなというのがちょっと気になったところですけど、そういう点ではどうなんですか。

○水口交通・地域安全対策監 加入促進につきましては、現段階でも宮崎県交通安全活動推進計画というものがございまして、その重点項目の一つに、自転車保険加入促進ということ掲げて、各期の運動等で啓発を行っているところでございます。この取り組みを継続しますと同時に、条例を上程する機会、その前後におきまして、マスメディアやチラシ、ポスター等を作成いたしまして、強力に促進していきたいと考えております。

○来住委員 最後になりますけれども、現在の段階で、例えば高校生がたくさん自転車で通学をしていますけれど、現在の高校生が通学していく上で保険に入るように学校側で勧めるとかいう点では、今の段階で自転車通学している生徒の保険の加入率とかはわかるんでしょうか。

※17ページに訂正発言あり

○水口交通・地域安全対策監 高校生、中学生など、通学で自転車を使う学生の加入率は把握しておりません。保険の加入状況については、自転車保険の特約とか、いろんな種類があるというところで、把握するのが今のところは難しい状況でございます。

参考でありますけれど、民間の損害保険会社が調査したものがあまして、これは本当に参考なんですけれど、宮崎県の加入状況は45.2%になっておりまして、全国平均が56%でございますので、全国平均からしても低いのかなと感じているところでございます。

○来住委員 要望しておきますけれど、自転車の交通事故のトータルというものがありません。例えば、年代別にどういう層が事故を起こしているというのが多分あると思うんですよね。結構スピードを出していますから、高校生とか若い人が意外と多いのかなと僕は思います。そういうのをぜひ研究されて進めていただきたいと思います。

○坂口委員 参考までに、自転車ですけれど、この条例に盛り込む事項案の中の(1)県等の責務というのがあるんですが、歩道が3メートルないと自転車は歩道上を走れないですよね。ほぼ全部と言っていいんですけれど、地方では車道を通行しています。これは物すごく危険が伴うんです。まずは、県の責務で自転車が通れる歩道の整備について、ここに方向を示しておくべきじゃないかと思うんですけれど、そこから辺まで責務の中に入ってくるんですかね。

○水口交通・地域安全対策監 歩道とか車道とかのハード面の整備につきましては、現在のところは考えておりません。自転車活用推進計画が本年6月に制定されまして、その中でいろいろなハード面の整備とかが盛り込まれておりま

すので、この条例につきましては、自転車を安全適正に利用する事項と自転車保険への加入促進に関する事項に限定する形で規定したいと考えているところでございます。

○坂口委員 県の責務として、自転車が車道を走らなくても済むような条件整備というのは一番大切なものの一つじゃないかなという気がするんです。自転車利用者に、みずからの身は守りなさいよということと加害者を出さないようにする努力をなささいという規定だけでは、県の責務とかはうたってあるけれど、大上段に構えるわりにはちょっと違うなという気がするんですが、そこらもぜひ検討していただいて、努力義務としてやっていくべきかなというのが一つです。せっかくやるならというのがありますね。

それから、24都道府県の中で罰則を持っているところがないという説明だったんですけど、これについても、仮に県でやるとすれば、全国の公平性を見たときに、刑罰は限界を超しているとして、過料あたりだったら県の条例の中で決めるのに何ら問題ないものですね。だから、そこらも含めて、条例と銘を打つからには、より完璧な理想的なものを目指すべきです。3メートルの歩道も不可能じゃないという気がするんですけれど、そこはやっぱりこの条例では限界を超えますか。

○水口交通・地域安全対策監 学識者や関係機関の方を構成員とする検討委員会をこれから設置しますので、その検討委員会でそれらについて御意見をいただきながら、また検討していきたいというふうに考えております。

○坂口委員 まずは入り口だから、検討委員会で検討テーマとしてテーブルに乗せるようにして、やっぱり原案の中に盛り込んでおかないと、

まず、ここでその考えが外れていれば、その範囲内においての検討でしかないと思うんです。だから、そこはぜひいろんなことをしながら、全ては県の責務というものの中に大きくうたい込むべきじゃないかなという気がするんですが、これは要望としてお願いしておきます。

次に、重点施策の2番目の地域を支え、魅力を高めるインフラ整備です。これはどこに限らずですけど、防災・減災対策と国土強靱化への対応とあるんですが、かなり長い時間、市町村を含めた国土強靱化地域計画の達成のために、同じように重点施策でやっていかないといけないものです。そうなると、予算が来年度で終わってしまうということ、それから、ああいったかなりの激甚災害なんかが起こったりすると、国土強靱化予算の地方への配分が心もとないし、この3カ年事業が終わった後が随分心配なんです。これらについては、私個人ですけども、どうしても新たな財源確保が必要だと思います。端的に言えば、税の創設とかなんでしょうけれど、そういったものを含めてやっていかないと、その年その年の重点施策として挙げるべきようなものじゃなくて、これはもう計画を達成するまで、しかもいち早く前倒しででもやっていくような類いの重点施策だと思うんですね。そこらに対しては、庁内で問題意識というのは整理されているんですかね。端的に言えば、国への要望事項とか、そういったものについてはどのように考えておられますか。

○小倉総合政策課長 確かに来年度限定のように見えてしまうところもあるかと思いますが、重点施策と書いてありますけれど、おっしゃるとおり、あくまでも国土強靱化への対応、防災・減災対策は不断にやっていかなければいけないです。重要な事項ということであえてここに

書かせていただいている部分もありますが、最後におっしゃったように、国への提案要望は私も5月に国土交通省や財務省にも参りまして、その中でも、令和2年度までの国土強靱化緊急3カ年対策をさらに延長するということについては、知事も含めて、議会も含めてではありますけれども、要望させていただきました。

まさにおっしゃるとおり、今回の台風19号等によって少し潮目が変わる可能性があるのかなとは思いますが。そこは国の今後の予算の状況を見てみないとわかりませんが、いずれにしても、知事も含めて、県庁全体において、重点施策というより不断の取り組みであるということは、南海トラフ地震対策も含めて、今回のような大雨の教訓も踏まえて、引き続き対応していかなければいけないということは、ずっと強く思っているところだと考えております。

○坂口委員 議会としてもいろんな場で国に対して要望しているんですけども、将来にわたって、現実的に財源をどこから持ってくるんだということですね。そこで、今回の消費税の税率アップじゃないんですけども、ない金をどうつくるかという現実には突き当たると思うんです。2、3年間は緊急的にその場を何とかやりくりしていきたいということだけれど、これはやっぱり7兆円が限界かなと思うんですよね。だから、そこらも含めて、県民の世論の合意というものも要るんですけども、これはどうしても財源が必要だぞということを盛り込んで要望していかないと、通常の中の予算の中での確保となると、地方計画が本当に絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかなという気がするものですから、ぜひ、思い切ったことを国に対して要望していけるようなことで政策をまとめていただけるとなと思っています。負担をふやさ

るということはなかなか難しいものですね。

○小倉総合政策課長 委員がおっしゃるとおり、まさに県としてもどれだけの予算が確保できるか。国に対しては我々もしっかり要望して、防災交付金なり、社整交付金も含めて、そういうものがしっかり出していただけるように、そこはしっかり要望してまいりたい。県としてもそこが出せるかどうか、そこはもちろん財政当局との話になるかと思えますけれども、今、こういう状況でありますので、そこに特別な何かが必要なかどうか、必要性につきましても、庁内でもしっかり情報共有させていただければと思います。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 災害にどう対応していくのか、激甚化している現実をどう捉えるのかというところがございます。特に最近、台風が九州ではなく本州のほうに行ったりして、よその県でもなかなか厳しい状況が生まれているところがありまして、こういったことへの対応は、知事会等の中でもかなり話題に上ってきている状況があります。その中での議論も含めながら、これは地方としての考え方をこれから整理していくことになると思えますので、そういった動きの中でも、委員がおっしゃっていただいたようなことも含めて議論していく必要があるのかなと思っているところでございます。

○坂口委員 ある意味では限界を超えた話になるのかもわからないんですけど、例えば、南海トラフ地震の津波は、地方の自治体でここは整備不可能だと、将来、人が住めるような地域じゃないぞという地域指定までやりなさいというのもあったけれど、これもやっぱり怖くて手が出ないですね。どこもまだ聞かない

ですよ。ここはもう将来に向けて行政は責任を持たない地域だから、ここには住むなどということは指定できないという現実があるんですね。でも、怖いものを避けていたらだめだと思うんですよ。

先ほど来住委員から出たダムの放水の問題もあります。だって、これは利水ダムだから限界がありますよ。こういったことを想定して治水ダムがつくられてきたかということ、それはほとんど入っていない。じゃあ、今から治水ダムをつくろうとしたって、立地条件にかなうような場所もないし、また、その合意だって難しい。後手に回ると大変だということですよ。

だから、そこらを思い切って、国土強靱化計画という新たな観点から首都の利便性を高めるとか、費用対効果を無視するんだと、国土を守り人を守るんだという観点からの新たな公共投資でしょう。新たな感覚での財源の確保策がセットでないと、どこかのを持ってきて食ってしまうというやり方しかできないから、これは財源的に行き詰まりますよ。ここはやっぱり怖いものを避けずに、怖いものというのは世論の反発ですけど、税を高めるなんて僕らの役割からしても全く対峙する考え方なんですけれど、これを避けていたら将来的にもっとひどくなるなどということも十分検討していただいて、今後の活動の中に入れていただければと思います。

○武田委員 国スポと障スポについて少しお聞きします。

施設はできるだけ早くつくっていただいて、大会の施設で練習したり、競技大会をしていただくほうがありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

競技力向上で、ふるさと選手の支援、有望社会人アスリートの確保ですが、先週の24日に、

福井県にお邪魔しましていろいろ話を聞いたら、大学や企業等もなかなか簡単には出してくれないというお話で、何年も前から毎年お願いに行つて、国体だけは何とか貸してくださいとお願いしてやっとこぎつけたという話をお聞きしました。ここらあたりを一つ頭に入れて、直前とかではなくて、もう今から毎年、企業、大学等を回っていただいてそういうお願いをしていただくのが一つと、あと、トレーナーとアドバイザー、コーチ的な方が3年とか4年単位で一緒に行動していただくと、もちろんトップレベルのトレーナーとかコーチの方に選手のほうが寄り添える環境ができると。これが1年、2年前の直前に今回は違う人が来たとなると、確かにトップなんだけれど、少し教え方が違うとか、いろんなことで選手とコーチ、トレーナーとの信頼関係が大事だという話をお聞きしましたので、どれくらい前からアドバイザーとかトレーナーをつける方針なのかを一つお聞きします。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 競技力向上の施策についてでございます。これは基本的に教育委員会のスポーツ振興課が中心に所管して進めているものでありますので、私どもとしては、そちらからいただいた情報ということでお答えさせていただきます。

まず、1つ目にありましたふるさと選手、それから社会人アスリートについてでございますが、これについては、教育委員会のほうでは、もう毎回といいますか、ずっと要望というか、協議はしているように聞いております。委員がおっしゃったとおり、企業なりというところがなかなか難しいという話はあるようですけれども、これを不断に続けていって、何とかふるさと選手として、もしくは企業採用のアスリートという形で宮崎県代表として出していきたいと

いうようなところは考えているようでございます。

それから、全国トップレベルアドバイザー等の活用についてでございますが、これを複数年ずっと宮崎に在住するような形で置いていくのかどうかは、申しわけございません、私は承知していないところなんです。競技力向上を目指す教育委員会としても、指導方針等がころころ変わっていくのは当然望ましいことではないと考えていると思いますので、今、委員がおっしゃったことにつきましては、ふるさと選手の確保の部分と同様に、教育委員会にはお伝えしたいと思います。

○武田委員 ありがとうございます。教育委員会のほうにアドバイザーであるとか、トレーナーであるとか、常駐という形ではなくても定期的に来られる方をある程度固定していただいて、競技力向上に努めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つだけ、ちょうどおもしろい話、おもしろいというか、例えば、大会当日に選手が乗ってくるバスがありますよね。昼間はバスと運転手さんがあいているんですね。例えば、これで地域の小学生を国体を見に連れていったりという形で、昼間のあいている時間をうまく利用しながら運用したという話をお聞きして、これはおもしろいなと思って、そういう協議を本県もされているのかどうかだけお聞きしたいんですけれど。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 国体開催の期間中に、各競技会の会場へ地元の子供たちがみんなで見にくるために、日中とまっているバスを活用したというのは私も福井県でお聞きいたしました。各競技会場を私も回りましたけれども、確かに小学生、中学生が学校活動の中に

において集団で会場に訪れて、大きな声援を送っているのを見せていただきました。大会自体を盛り上げていくことも含め、県外から来られる方も含めて、おもてなしの一つにもなるのかなというふうに私も捉えましたので、今後、いわゆる県民活動も含めて、どういう形で大会を盛り上げていくのかについては、準備委員会を中心に考えていくことになろうかと思っております。ありがとうございます。

○武田委員 ありがとうございます。本当に僕たちが言うのは簡単ですけど、準備される方は物すごく大変だと思いますが、駐車場もあくし、本当にいい取り組みだと思いたしたので、国スポ、また障害者スポーツのほうも利用して、障がい者の方々と地域の子供たちが触れ合うというのは、本当にまた大会も盛り上がりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 改修とかが必要な施設ですよ。この前、説明があったのかもしれませんが、額面的にどのくらい必要なのか。自転車競技場というのに私は行ったことがないけれど、ちょっと調べたら、バンクというのはトラックらしいですね、通常は板らしいですけど。だから、こんなのを改修するためには結構かかるのではないかなと思って、ざっくりどのくらいかかるものなんですか。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 今、委員から御質問のありました県総合運動公園の自転車競技場のバンクでございますが、具体的にどの程度の経費がかかるのかというのは、現時点ではまだ積算されておられません。県総合運動公園を所管しております県土整備部と連携しながら、自転車競技場のバンクの改修にどれくらいかかるのかは積算していく必要があるものと考えております。現時点では明確な金額を持っており

ません。

○高橋委員 わかりましたというか、お金のことでだからぜひ早くやらないと。

それと、市町村施設とか特殊競技施設は何らかの支援をするものなんですか。ここも改修が必要なんですよ。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 まず、市町村施設でございますが、これで改修が必要である部分が出てきた場合には、今の時点でいわゆる経費的な支援をするということは明確にしておりませんが、先催県の例でいきますと、何がしかの支援をして、あくまでも国民スポーツ大会の競技会場としてどうしても必要であるということで、そういう支援をしながら整備をしているようですので、そのあたりを考えながら、今後、対応を検討してまいりたいと感じております。

それから、特殊施設でございますが、これにつきましても、先催県の例で申し上げますと、いわゆる仮設としてつくるということで、先催県では県の負担でつくっているところがございます。対応につきましては、市町村施設の対応と同様、これから十分に検討してまいりたいと存じます。

○高橋委員 お金がまだまだ要るなという感じがしました。福井国体は大会当日の予算を含めて300億円ちょっとでしたよ。うちは施設整備だけで400億円、500億円いってしまうなと思います。

これはもう参考のために聞きます。私が福井国体ですごいなと思ったのが、ここの特色は障がい者との融合でした。宮崎が国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会に向けて特色として何を出すか。そこはこれから検討されるんでしょうけれど、多様性が求められているから、ぜひ

その辺を勉強していつにいたきたいと思いません。

○日高委員長 高橋委員から話がありましたけれども、国体の選手が障がい者スポーツ団体のサポートをしていくという話もありまして、本当に素晴らしいことだなと思いたしたので、いろんなことをまた検討していつにいたきたいと思いません。よろしくお願ひします。

○水口交通・地域安全対策監 先ほどの来住委員からの質問におきまして、自転車保険加入を義務化している都道府県の質問がありまして、9府県と申しましたが、本来は10府県でありますので、訂正をお願ひいたします。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時16分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

○武田総務部長 総務部でございます。

本日の説明事項でございますが、お手元に配付の総務政策常任委員会資料をごらんください。

お開きいただきまして、目次にありますとおり、令和2年度当初予算編成方針についてでございます。詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○吉村財政課長 それでは、令和2年度当初予算の編成方針を御説明いたします。

お手元に別冊として、編成方針本体をお配りしておりますが、説明は委員会資料に掲載をしております令和2年度当初予算編成方針のポイントに沿って、御説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをお願ひいたします。

まず、1の基本方針といたしまして、重点施策の推進及び計画的な予算計上の2点を、当初予算編成に当たっての基本方針として掲げております。

1点目の重点施策の推進についてであります。先ほど総合政策部から御説明をいたしました3ページに記載をしております、令和2年度における重点施策に掲げる取り組みに、重点的な措置を講じていくこととしております。

2点目の計画的な予算計上としまして、公共施設の老朽化対策や、国民スポーツ大会開催に伴う経費など、今後多額の財政負担が見込まれる事業につきましては、将来にわたる負担の平準化のため、関係機関等とも連携の上、総額の抑制を図りつつ計画的な予算計上を行うこととしております。

次に、2の全般的事項についてになります。

まず、(1)であります。令和元年度当初予算は、骨格予算として編成いたしました。令和2年度は通常どおり年間予算として編成をいたします。

次に、(2) 予算要求限度額、いわゆるシーリングについてであります。

令和2年度の予算要求限度額は、令和元年度当初予算額の範囲内としております。令和元年度の予算編成におきまして、防災・減災対策として、社会基盤整備に積極的に対応していくため、公共事業費につきまして、マイナスのシーリングを廃止いたしました。令和2年度予算に当たりましては、公共事業費以外の政策的な

経費につきましても、マイナスシーリングを廃止し、積極的な政策立案を求めていくこととしております。

なお、県単独公共事業費維持管理経費分ほか2つの事業につきましては、表のと通りの予算要求を認めることとしております。このうち①と③につきましては、令和元年度と同様であります。②の高速道路に係ります直轄事業負担金につきましては、直轄事業負担につきましても、新直轄事業区間と同様に内示見込額としまして、高速交通網の整備のための財源を十分に確保することで、整備を推進させていきたいと考えております。

また、米印にありますとおり、国の防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策が令和2年度までとなっておりますことから、それに基づきます補助公共事業費及び県単独公共事業費につきましては、引き続き積極的に実施していくため、令和元年度と同様に別途予算要求を認めることとしております。

裏の2ページをお願いいたします。

いずれも予算編成に当たりましての内部の基本的な事項を記載しているところであります。

(3) 事業構築に当たっての留意事項といたしまして、まず1つ目の丸になりますが、マイナスシーリングは廃止いたしました。事業の構築に当たっては、その必要性、緊急性、有効性を十分に勘案しますとともに、2つ目の丸になりますが、今年度委員の皆様から御指摘を受けたことでもございますけれども、予算に計上した事業を確実に実施していくために、その実施方法や実施に当たっての条件、また積算内訳等につきましても、事業の構築の段階から十分な調整を行いますとともに、財政課におきましても十分確認を行っていくこととしております。

3の歳入に関する事項につきましては、税や財産収入などの一般財源及び国庫支出金を初めといたします。特定財源、いずれも歳入確保に積極的に努めていくこととしております。

また、4の歳出に関する事項につきましては、国土強靱化対策により、公共事業費が増加しておりますので、計画的に措置をすることとしております。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 先ほどの総合政策部で、重点施策の防災・減災対策は本当に大事だと。ただ、それに要するお金の問題でいろいろ新税のこともなんかも出たんですけど、ちょっとあのときに思ったのは、森林環境譲与税が始まったじゃないですか。ここは不採算地の山の森林整備が主ですよ。

だから、例えば県が管理する二級河川流域の山の防災・減災対策に使えないものか。その辺の規定は、私もつまびらかに見ていないものだから、砂防ダムとか、ハード面の予算にできないものかなというところを、もしおわかりであれば見解をいただきたいと思います。

○吉村財政課長 今年度設置いたしました森林環境譲与税を活用した基金につきましては、基本、国土の保全、水源の涵養等のために使用することとなっております。県は十分な整備が行き届かない市町村の支援をするということで、基金を使った事業を今年度計上しているところです。

今、委員から御質問のありました、いわゆる公共事業、治山事業等については、この基金から直接充当するのは難しいのではないかと

ふうには聞いているところです。

○高橋委員 今の時点で、そういった治山治水には充当できないということなんでしょうけれど、そこを何か今から折衝していくべきじゃないかなと思うんですね。

○吉村財政課長 委員御指摘のとおり、国土強靱化という観点であれば、財源はどれだけあっても足りないぐらいであります。実際来年度当初予算に関しましても、先ほど御説明いたしましたとおり、国の国土強靱化対策に係る予算は別途要求を認めたいと考えているところであります。

あわせて、まだマスコミ報道等ではありますが、国のほうが補正予算で、さらに国土強靱化対策を充実させるという話もございます。

また、今年度発表されました国の骨太の方針の中では、この緊急対策が令和2年度までとはなっておりますが、令和3年度以降も着実に実施していく必要があるとうたわれておりますので、今後国のほうでも動きが積極的になるかと思えます。

国のほうの財源等の確保をした上で、地方負担分についても必要な額を用意していく必要が、今後出てくるのではないかと考えているところです。

○高橋委員 わかりました。今の説明でいくと、令和2年度までだけど、それ以降も継続して、規模は小さくなるかもしれないけれど、それと別に今年度中の補正も考えられるということですね。

○吉村財政課長 まず、今年度の補正については、まだ新聞等で確認をただけで、実際にどの程度の規模の補正予算が計上されるかは全然わからないところです。

あと、令和3年度以降につきましては、骨太

の方針の中で、引き続き国土強靱化に取り組んでいく必要があるとは記載されておりますが、予算規模等につきましては、まだ示されておられませんので、そのあたりは十分注視していきたいと考えております。

○武田委員 別冊の5ページから6ページの県単独補助金ですが、僕もまだ2年しかたっていないのでわからないので。

この条項を見ると、大体こんな感じで毎年やられているのかなという思いがあるんですが、その中で、一般財源を要するもの、長期で支出している補助金の縮小、廃止等を検討するとあるんですが、ここ5年とかで、補助金を廃止したとか、減額したとかはあるんでしょうか。

○吉村財政課長 具体的に何件ほど廃止したり、新規でつくり上げたかは、ちょっと数字は把握はしておりませんが、県単独補助金につきましては、その時代時代に合った、ニーズに応じた補助金を構築していく必要があると考えておまして、長い間出していて、なかなか効果が上がっていないものについては、補助対象等も含めて見直しをした上で、新たな補助金をまた創設をすとか、そういったやり方で常に検証をさせていただいて、県民また産業界のニーズに合うような補助事業にしていきたいと、財政課からは要請して、各部に予算措置をお願いしているところです。

○武田委員 実際に、県単独補助金についてはできるだけ見直し——もちろん市町村等の補助に当たって、いろいろな形があると思うんですが、こういう団体に補助する場合に、市でも長年補助している。

マンネリという言い方は失礼なんですけれども、事務職員を雇ってする。マンネリ化していつて、経費の毎年使う部分に対して、あんまりメ

スが入っていないようなところも多々見受けられるものですから、そこらあたりを。

お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

必要なところに、ちゃんとつけるのは当たり前ですが、でも、本当であればちゃんと独立採算がとれるような形に。とれない団体もありますので、そこはまた考えないといけないと思うんですが、そこらあたり。

実際に数件廃止したものもあれば、新しく創設されたものもあると理解してよろしいですか。

○吉村財政課長 委員御指摘のとおりであります。

例えば、運営費の補助みたいな補助金につきましても、長く出し続けると、補助先の自立を阻害することにもなりますので、委員御指摘のように、ある程度自立を促すような補助金の仕組みにする必要があると考えております。

また、県として市町村のやっている事業を奨励するという意味で、県が補助金をつけることで、さらに後押しするような取り組み、そういうふうにつながるような補助事業を今後とも構築していく必要があると認識はしております。

○武田委員 わかりました。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、総務部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一